

第103回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年3月28日（木） 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
当社 本社3階ホール

本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

▶ 第103回定時株主総会招集ご通知……………	2
▶ 株主総会参考書類……………	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
▶ 添付書類……………	
事業報告……………	14
連結計算書類等……………	37
監査報告書……………	43

当社の理念

社 是

昨日より今日はより良くより安く、需要者の為に各自の職場で最善を

私たちの使命 (ミッション)

お客さまの期待や満足を超える感動や驚きを生み出し、
豊かな社会づくりに貢献します。

私たちのありたい姿 (めざす企業像)

- 一. 私たちは、たゆまぬ技術革新によって、一步先の未来を創る企業をめざします。
- 一. 私たちは、挑戦心と独創的な発想にあふれた闊達な風土を持つ企業をめざします。
- 一. 私たちは、企業活動に関わるすべての人びとと喜びを分かち合う企業をめざします。

私たちの持つべき価値観 (TOYO WAY)

公正さ 社会に正しく役立つことを旨として、私心のない公明正大な行動をとる。

誇 り 会社と仕事、自分自身に高い誇りを持ち、最後まであきらめない。

主体性 何事にも、自らが主体となって受け止め、自らが主体となって取り組む。

感 謝 人と社会に思いやりと感謝の心を持ち、誠意を込めて力を尽くす。

結束力 仲間とともに知恵と力を結集し、常に創意工夫と改良改善を続ける。

株 主 各 位

兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号

TOYO TIRE 株式会社

代表取締役社長 清水 隆史

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2019年3月27日(水曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2019年3月28日(木曜日)午前10時[受付開始:午前9時] |
| 2. 場 所 | 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号 当社 本社3階ホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第103期(2018年1月1日から2018年12月31日まで)
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第103期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

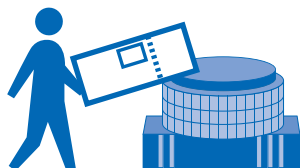
◎ 「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.toyotires.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記の当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

◎ 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2019年3月28日(木曜日)
午前10時[受付開始:午前9時]

当日ご出席願えない場合

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2019年3月27日(水曜日)
午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照の上、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2019年3月27日(水曜日)
午後6時締切

スマートフォンでの議決権行使は、
**1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の
入力が不要**になりました！



詳しくは次ページへ

インターネットによる議決権行使のご案内

- インターネットによる議決権行使は、**当社の指定する議決権行使サイト** <https://evote.tr.mufig.jp/>にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

2019年3月27日(水曜日) 午後6時締切



QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで
「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に

議決権行使書
〇〇〇〇株式会社 御中
株主総会日 議決権の数
〇年〇月〇日 〇〇〇〇個

ログイン用QRコード

〇〇〇〇株
〇〇〇〇個

1. _____
2. _____
3. _____

ログインID 仮パスワード

議決権行使書副票(右側)

詳しくは同封の
案内チラシを
ご覧ください。

アクセス手順

- ①お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
- ②ログイン後は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

▲上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…

5ページに記載のご案内に従ってログインしてください。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

〔アクセス手順〕

①WEBサイトへアクセス



「次の画面へ」をクリック

②ログインする



入力して「ログイン」をクリック

③パスワードの入力



入力して「送信」をクリック

④以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株皆様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**

（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開などを勘案して、1株につき25円とさせていただきますと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、既に実施しました中間配当金20円を合わせて、1株につき45円となります。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金25円

総 額 3,174,807,600円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年3月29日

第2号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役を2名増員し、取締役8名(社外取締役2名を含む)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会 出席率
1	山 田 保 裕	新任 常勤顧問	—
2	清 水 隆 史	再任 代表取締役社長	100% (20回/20回)
3	金 井 昌 之	新任 常務執行役員 技術統括部門管掌	—
4	光 畑 達 雄	新任 執行役員 販売統括部門管掌 営業企画部長	—
5	井 村 洋 次	新任 執行役員 生産統括部門管掌	—
6	笹 森 建 彦	新任 執行役員 危機管理統括 コンプライアンス統括 チーフコンプライアンスオフィサー コーポレート統括部門管掌 経営企画本部長 資本業務提携推進室長	—
7	森 田 研	再任 社 外 独立役員 取締役	100% (20回/20回)
8	武 田 厚	再任 社 外 独立役員 取締役	100% (20回/20回)

候補者
番号

1

や ま だ や す ひ ろ

山田 保裕

新任

生年月日

1958年4月8日

所有する
当社の株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月 三菱商事株式会社 入社
2007年 6 月 北越製紙株式会社(現 北越コーポレーション株式会社) 取締役
2013年 4 月 三菱商事株式会社 紙・パッケージング部長
2015年 4 月 同社 理事 生活商品本部長
2016年 4 月 同社 理事 生活消費財本部長
2018年 4 月 当社 常勤顧問 現在に至る

取締役候補者とした理由

山田保裕氏は、北越製紙株式会社(現 北越コーポレーション株式会社)の取締役、三菱商事株式会社の生活消費財本部長などの要職を歴任し、ハーバード経営大学院にてMBAを取得するなど、主に国内外における経営に関する豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

2

し み ず た か し

清水 隆史

再任

生年月日

1961年4月2日

所有する
当社の株式の数

7,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 当社 入社
2010年 4 月 Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 社長
2013年 1 月 当社 タイヤ企画本部長
2014年 3 月 当社 執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長、欧州ビジネスユニット長
2015年 7 月 当社 常務執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長、北米ビジネスユニット長
2015年11月 当社 代表取締役社長 現在に至る

取締役候補者とした理由

清水隆史氏は、主にグローバルな事業活動に関する豊富な経験を有しており、2015年11月の代表取締役社長就任以降は、力強いリーダーシップを発揮し、強固な経営基盤の構築を進めてまいりました。これらの知見と実績に加え、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

3

かな い ま さ ゆ き

金井 昌之

新任

生年月日

1963年9月4日

所有する
当社の株式の数

7,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 当社 入社
2010年10月 当社 タイヤ技術第一部長
2014年11月 当社 タイヤ企画部長
2016年 1 月 当社 執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ技術本部長
2017年 1 月 当社 執行役員 技術統括部門管掌
2017年 3 月 当社 常務執行役員 現在に至る

取締役候補者とした理由

金井昌之氏は、タイヤ技術本部長、技術統括部門管掌などの要職を歴任し、主に技術開発に関する豊富な経験と知見を有しております。当社の業務に精通している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

4

みつ は た た つ お

光畑 達雄

新任

生年月日

1964年12月13日

所有する
当社の株式の数

8,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 当社 入社
2012年 1 月 Toyo Tire U.S.A. Corp. 社長
2014年 7 月 当社 タイヤ事業本部 欧州ビジネスユニット長
2016年 1 月 当社 執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長
2017年 1 月 当社 執行役員 北米事業推進室管掌
2019年 1 月 当社 執行役員 販売統括部門管掌 現在に至る

取締役候補者とした理由

光畑達雄氏は、海外子会社社長、北米事業推進室管掌、販売統括部門管掌などの要職を歴任し、主に国内外におけるタイヤ事業の経営に関する豊富な経験と知見を有しております。当社の業務に精通している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

5

いむら ようじ
井村 洋次

新任

生年月日

1964年5月26日

所有する
当社の株式の数

2,967株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 当社 入社
2011年 4 月 当社 タイヤ事業本部 桑名工場 製造部長
2013年 7 月 Toyo Tyre Malaysia Sdn. Bhd. 副工場長
2014年11月 当社 タイヤ生産本部 桑名工場長
2017年 5 月 当社 執行役員 生産統括部門管掌 現在に至る

取締役候補者とした理由

井村洋次氏は、北米タイヤ工場及びマレーシア工場の立上げに関与したほか、桑名工場長、生産統括部門管掌などの要職を歴任し、主に生産技術に関する豊富な経験と知見を有しております。当社の業務に精通している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

6

ささ もり たけ ひ こ
笹森 建彦

新任

生年月日

1962年8月7日

所有する
当社の株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 三菱商事株式会社 入社
2007年 9 月 PT Krama Yudha Tiga Berlian Motors社(インドネシア) 取締役
2013年 6 月 日本食品化工株式会社 取締役執行役員
2017年 4 月 三菱商事株式会社 リスク管理室長
2018年 4 月 当社 経営企画本部長
2019年 1 月 当社 執行役員 コーポレート統括部門管掌 現在に至る

取締役候補者とした理由

笹森建彦氏は、国内外の三菱商事株式会社関係会社の管理・財務担当役員及び当社コーポレート統括部門管掌などの要職を歴任し、米国デラウェア州での公認会計士資格を有するなど、主に国内外における経営に関する豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

7

もり た けん

森田 研

再任

社外

独立役員

生年月日

1948年10月24日

所有する
当社の株式の数

0株

社外取締役就任期間

3年4ヶ月
(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 4 月 松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社) 入社
2000年10月 松下プラズマディスプレイ株式会社 社長
2006年 4 月 松下電器産業株式会社 パナソニックAVCネットワークス社 上席副社長
2009年 6 月 同社 代表取締役専務
2012年 6 月 同社 顧問
2014年11月 同社 客員
2015年11月 当社 社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

森田研氏は、松下プラズマディスプレイ株式会社の社長、及びパナソニック株式会社の代表取締役専務を務められるなど経営者としての豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

8

た け だ あ つ し

武田 厚

再任

社外

独立役員

生年月日

1947年2月27日

所有する
当社の株式の数

0株

社外取締役就任期間

3年
(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 5 月 新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社) 入社
2000年 4 月 同社 薄板事業部 薄板営業部長
2002年 6 月 同社 取締役
2006年 4 月 日鉄鋼板株式会社(現 日鉄住金鋼板株式会社) 代表取締役社長
2014年 6 月 同社 取締役相談役
2015年 6 月 同社 相談役
2016年 3 月 当社 社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

武田厚氏は、新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社)の取締役、及び日鉄住金鋼板株式会社の代表取締役社長を務められるなど経営者としての豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、社外取締役としての職務を適切に遂行していたと判断したため、社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は森田研、武田厚の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は森田研、武田厚の各氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

第3号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中原全生氏が任期満了となりますので、新たに社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

や の ま さ お
矢野 雅夫

新任

社外

独立役員

生年月日

1958年10月14日

所有する
当社の株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行

1990年 4 月 同行 ロスアンゼルス支店長代理

1998年11月 同行 シンガポール支店部門次長

2008年 5 月 Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ (China), Ltd (現MUFG Bank (China), Ltd.) 天津支店長

2010年10月 同行 副頭取

2013年 3 月 株式会社ジャルカード 取締役 現在に至る

社外監査役候補者とした理由

矢野雅夫氏は、金融機関における長年の経験に基づく豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外監査役候補者とするものであります。

(注) 1. 矢野雅夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、矢野雅夫氏の選任が承認された場合には同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする旨を同取引所に届け出ております。

3. 矢野雅夫氏は過去に、当社の主要取引先である株式会社三菱UFJ銀行の業務に携わっておりましたが、2013年3月に同行を退職しており、同行の影響を受ける立場にはありません。

4. 当社は、矢野雅夫氏の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期(2018年1月1日から2018年12月31日まで)における経済環境は、米国では良好な雇用・所得環境を背景に個人消費が堅調に推移し、景気の拡大が持続しました。欧州も、景気は緩やかに回復しました。わが国では、企業収益と個人消費が堅調に推移したことにより、景気の回復基調が続きました。しかしながら、世界的な貿易摩擦の激化懸念により、先行きの不透明感が拭えない状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは、2017年を起点とする4か年の中期経営計画「中計'17」の目標達成に向けて、北米市場の商品力強化と増販に向けた体制強化、商品ミックスの最適化、開発力・技術力の進化、ブランド力の向上と効率的な供給体制の構築などに取り組みました。

その結果、当期の当社グループの売上高は3,932億20百万円(前期比117億79百万円減、2.9%減)となり、営業利益は423億90百万円(前期比29億18百万円減、6.4%減)、経常利益は383億79百万円(前期比17億87百万円減、4.5%減)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、製品補償対策費、製品補償引当金繰入額及び減損損失を特別損失として計上したことにより、105億53百万円(前期比49億23百万円減、31.8%減)となりました。

なお、売上高の前期比には、前期末に実施した化工品事業(建築用免震ゴム事業を除く)及び硬質ウレタン事業の譲渡による影響額242億65百万円が含まれております。

売上高

3,932億20百万円
前期比2.9%減

営業利益

423億90百万円
前期比6.4%減

経常利益

383億79百万円
前期比4.5%減

親会社株主に
帰属する
当期純利益

105億53百万円
前期比31.8%減

事業別の状況は次のとおりであります。

事業セグメント別の状況

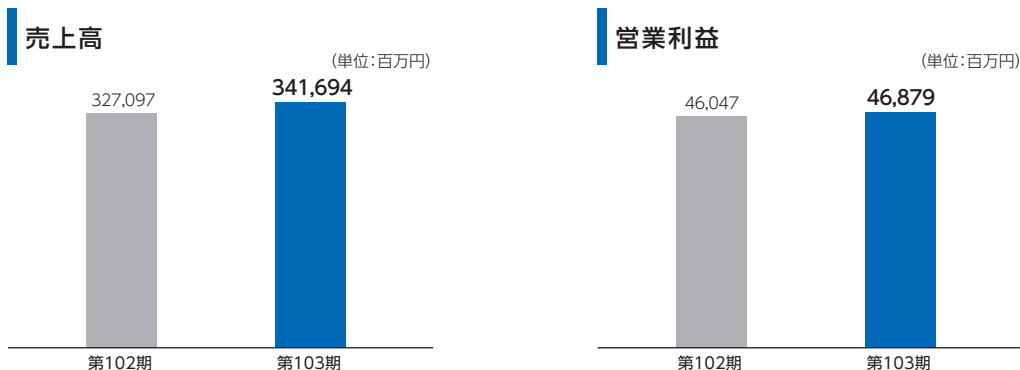
タイヤ事業

北米市場における市販用タイヤについては、大口径ライトトラック用タイヤとトラック・バス用タイヤの拡販に取り組んだことにより、販売量、売上高ともに前期を上回りました。欧州市場における市販用タイヤについては、市場全体で販売が順調に推移したことにより、販売量、売上高ともに前期を上回りました。

新車用タイヤにおいては、当社製品装着車種の販売が好調であったことなどにより、販売量、売上高ともに前期を上回りました。

国内市販用タイヤにおいては、前期に値上げ前の駆け込み需要の影響があったことにより、販売量は前期を下回りましたが、値上げの効果等により、売上高は前期並みとなりました。

その結果、タイヤ事業の売上高は3,416億94百万円(前期比145億97百万円増、4.5%増)、営業利益は468億79百万円(前期比8億32百万円増、1.8%増)となりました。



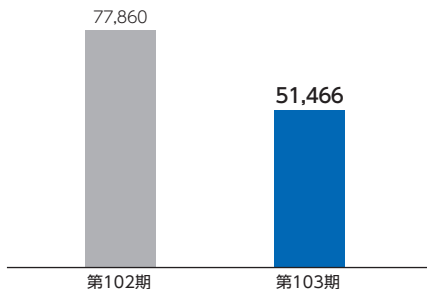
自動車部品事業

防振ゴムの売上高は当社製品装着車種の増加により前期を上回りましたが、シートクッションの売上高は当社製品装着車種の減少により前期を下回りました。

その結果、自動車部品事業の売上高は514億66百万円(前期比263億94百万円減、33.9%減、事業譲渡による影響額242億65百万円減を含む)となり、事業譲渡及び新製品の収益性の影響などにより、営業損失は45億37百万円(前期は8億51百万円の損失)となりました。

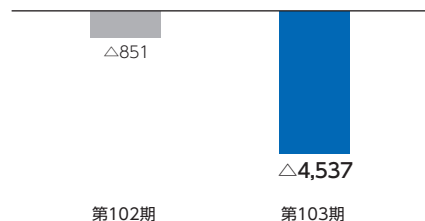
売上高

(単位:百万円)



営業利益

(単位:百万円)



注) 前期末において、化工品事業(建築用防震ゴム事業を除く)及び硬質ウレタン事業を譲渡したことに伴い、当期より、報告セグメントの名称を「ダイバーテック事業」から「自動車部品事業」へ変更しております。上述における自動車部品事業の前期比増減については、ダイバーテック事業(化工品事業及び硬質ウレタン事業を含む)に対するものを記載しております。

2. 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、合理化及び品質向上、Toyo Tire North America Manufacturing Inc. やToyo Tyre Malaysia Sdn Bhdの生産設備増強、並びに基礎研究技術の強化を目的として実施しました。

その結果、当期の設備投資実施額は総額297億22百万円となりました。

3. 資金調達の状況

当社グループの当期における設備投資等の資金は、自己資金及び借入金により賄いました。なお、期末における借入金の総額は1,365億97百万円で、前期末に比べ169億76百万円増加しております。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、当社グループの軟質ウレタン事業について、当社が新たに設立した株式会社ティ・ティ・エムに、当社の100%連結子会社である東洋ソフラン株式会社が運営する当該事業を吸収分割の方法により承継させた上で、(i) 株式会社ティ・ティ・エムの発行済株式の65%、(ii) 当社100%連結子会社の株式会社エフ・シー・シーの発行済株式の全部、並びに(iii) 当該事業に関する当社の販売及び研究開発事業を2018年12月27日付で株式会社東洋クオリティワンに譲渡しました。

5. 対処すべき課題

①「中計'17」の達成

当社グループは、今後予想される事業環境の動向を前提に2020年の先を見据え、持続的な成長を実現するために、その礎となる中期的なシナリオとして、2017年を起点に取り組む4ヵ年の中期経営計画「中計'17」を策定しました。モビリティ分野をビジネスの中核として、2020年度に売上高4,800億円、営業利益600億円、営業利益率12.5%の達成を経営目標に掲げております。

グループ全社がワンチームとなって独自ポートフォリオの強みを発揮することにより、お客様の期待や満足を超える感動や驚きを生み出し、豊かな社会づくりに貢献できる企業をめざしてまいります。

②免震ゴム問題への対応

2015年度において、当社又は当社の子会社である東洋ゴム化工品株式会社が製造・販売していた製品（建築用免震積層ゴム）の一部が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない事実及び国土交通大臣認定取得に際し、その一部に技術的根拠のない申請があった事実が判明しました。

当社グループは、本件問題の判明後、本件問題への対応を経営の最優先課題と位置づけ、当社グループを挙げて取り組んでおります。2018年12月31日現在において、対象物件全154棟のうち、127棟の工事に着手し、このうち105棟について不適合製品の交換を完了しました。引き続き、改修工事の対象となる全ての建築物において問題解決に取り組んでまいります。

また、当社グループは、本件問題が当社グループの社会的責任や企業倫理に関わる問題であることを真摯に受け止め、「品質保証改善並びにコンプライアンス啓発強化」と「コーポレート基盤の継続的改善・充実」を柱とする再発防止策に引き続き取り組んでまいります。

③三菱商事株式会社との資本業務提携契約の締結及び第三者割当による新株式発行

当社は、2018年11月1日開催の取締役会において、三菱商事株式会社との資本業務提携に関する契約の締結、及び三菱商事株式会社に対する第三者割当による新株式の発行について決議し、2019年2月12日に払込み手続きが完了いたしました。これにより、三菱商事株式会社の当社株式の保有割合は、3.05%から20.00%に増加しております。今後、両者はお互いの経営の自主独立性を尊重し、対等の精神と良好な関係に基づく長期的なパートナーシップのもとでともに成長し、当社は三菱商事グループのグローバルネットワークを活用しながら「販売力強化」や「技術力強化」、三菱商事株式会社からの人的支援による営業機能及びコーポレート機能の「リソース強化」を実現していくことにより、企業価値の向上をめざしてまいります。

なお、調達する資金の使途は以下のとおりです。三菱商事株式会社との資本業務提携の概要等につきましては、当社ホームページ(<https://www.toyotires.co.jp/>)掲載の2018年11月1日付「資本業務提携契約の締結及び第三者割当による新株式発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

(調達する資金の具体的な使途)

主な使途	金額	支出予定時期
①米国タイヤ工場の生産能力増強	60億円	2018年12月～2020年 7月
②マレーシアタイヤ工場の生産能力増強	100億円	2019年 4月～2021年 6月
③新生産拠点の建設	330億円	2020年 1月～2023年 4月
④トラック・バス用タイヤ製造設備の増強	70億円	2019年 1月～2020年12月
上記合計	560億円	

6. 財産及び損益の状況の推移

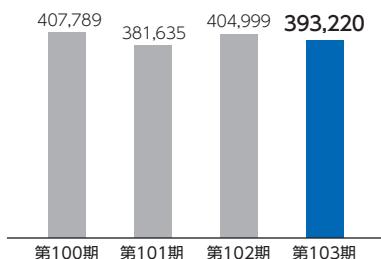
区 分	2015年度 (第100期)	2016年度 (第101期)	2017年度 (第102期)	2018年度 (第103期)
売上高 (百万円)	407,789	381,635	404,999	393,220
経常利益 (百万円)	56,814	44,102	40,167	38,379
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△) (百万円)	1,674	△12,260	15,476	10,553
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	13.19	△96.54	121.87	83.11
総資産 (百万円)	522,937	491,088	473,876	469,381

(注) 1. 第103期の状況につきましては、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)等を適用し、第101期より、「当期純利益又は当期純損失(△)」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」としております。

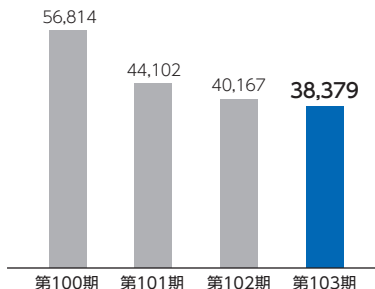
売上高

(単位:百万円)



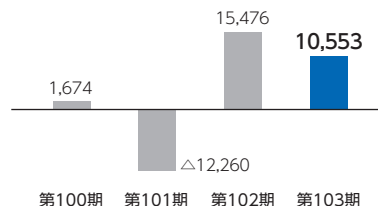
経常利益

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する 当期純利益

(単位:百万円)



7. 重要な子会社の状況 (2018年12月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社トーヨータイヤジャパン	440百万円	100%	自動車タイヤの販売
Toyo Tire Holdings of Americas Inc.	199百万米ドル	100%	米国タイヤ事業の統括
Toyo Tire U.S.A. Corp.	25百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの販売
Nitto Tire U.S.A. Inc.	2百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの販売
Toyo Tire North America Manufacturing Inc.	150百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの製造及び販売
Silverstone Berhad	203百万 マレーシアリンギット	100%	自動車タイヤの製造及び販売
Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd	675百万 マレーシアリンギット	100%	自動車タイヤの製造及び販売
通伊欧輪胎張家港有限公司	100百万米ドル	100%	自動車タイヤの製造及び販売
通伊欧輪胎(諸城)有限公司	330百万人民幣元	100%	自動車タイヤの製造及び販売
Toyo Automotive Parts (USA), Inc.	29百万米ドル	100%	自動車部品の製造及び販売

(注) 議決権比率の()内は、間接所有による議決権比率で内数であります。

8. 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

当社グループは、各種タイヤ及び自動車部品の製造・販売を主な事業としており、各事業分野における主要製品は、以下のとおりであります。

事業区分	主要製品
タイヤ	各種タイヤ (乗用車用、トラック・バス用、建設機械用、産業車両用)、タイヤ用チューブ、フラップ、その他関連製品
自動車部品	防振ゴム、トラック・バス用空気バネ、等速ジョイントブーツ
その他	国内関係会社に対する融資及び債権の買収、不動産業ほか

9. 主要な営業所及び工場（2018年12月31日現在）

（当 社）

事 務 所	本社（兵庫県伊丹市）、東京支店（東京都千代田区）、東京支店神田事務所（東京都千代田区）、名古屋事務所（愛知県みよし市）、広島事務所（広島市東区）
工 場	仙台工場（宮城県岩沼市）、桑名工場（三重県員弁郡東員町）、兵庫事業所（兵庫県加古郡稲美町）
研 究 所	東洋ゴム基盤技術センター（兵庫県川西市）、タイヤ技術センター（兵庫県伊丹市）、自動車部品技術センター（愛知県みよし市）

（注）東洋ゴム基盤技術センターは2019年1月1日付で、基盤技術センターへ名称を変更しております。

（関係会社）

国 内	株トーヨータイヤジャパン（東京都千代田区）、東洋ゴム化工品㈱（東京都新宿区）、東洋ソフラン㈱（愛知県みよし市）、福島ゴム㈱（福島県福島市）、オリエント工機㈱（兵庫県伊丹市）、綾部トーヨーゴム㈱（京都府綾部市）、ニットージャパン㈱（東京都千代田区）、トーヨータイヤ物流㈱（兵庫県伊丹市）、昌和不動産㈱（兵庫県伊丹市）
北 米	Toyo Tire Holdings of Americas Inc.、Toyo Tire U.S.A. Corp.、Nitto Tire U.S.A. Inc.、Toyo Tire North America Manufacturing Inc.、Toyo Automotive Parts(USA), Inc.(以上、米国)、Toyo Tire Canada Inc.、Nitto Tire Canada Inc. (以上、カナダ)、NT Mexico S.de R.L.de C.V. (メキシコ)
海 外 欧 州・ ユーラシア	Toyo Tire Europe GmbH(ドイツ)、Toyo Tyre(UK) Ltd.(イギリス)、Toyo Tire Benelux B.V.(オランダ)、Toyo Tire Italia S.p.A.(イタリア)、Toyo Tire RUS LLC(ロシア)
ア ジ ア・ オセアニア	Silverstone Berhad、Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd(以上、マレーシア)、通伊欧輪胎張家港有限公司、東洋橡塑(広州)有限公司、通伊欧輪胎(諸城)有限公司、通伊欧輪胎(上海)貿易有限公司(以上、中国)、Toyo Tire(Thailand) Co.,Ltd.(タイ)、Toyo Tyre and Rubber Australia Ltd.(オーストラリア)

10. 従業員の状況 (2018年12月31日現在)

事業区分			従業員数(名)	前期末比増減(名)
タ	イ	ヤ		
自	動	車	11,074 [1,277]	△393 [197]
そ	の	他	18 [26]	2 [△2]
全	社	(共 通)	357 [52]	81 [16]
合 計			11,449 [1,355]	△310 [211]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時従業員は[]内に外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 前期末比増減には、前期末に実施した化工品事業(建築用免震ゴム事業を除く)及び硬質ウレタン事業の譲渡による影響が含まれております。

11. 主要な借入先及び借入額 (2018年12月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	12,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	8,200
農 林 中 央 金 庫	6,620
株 式 会 社 新 生 銀 行	4,220
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,200

- (注) 上記のほか、主要な借入れとして金融機関延べ19社を借入先とするシンジケートローン(総額35,000百万円)があります。

2 会社の株式に関する事項 (2018年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 400,000,000株
2. 発行済株式の総数 127,179,073株
3. 株 主 数 12,097名
4. 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株 式 会 社 プ リ ゼ ス ト ン	10,000	7.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,066	7.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,497	5.11
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	4,774	3.75
B N Y M R E F M S F - F R A N K L I N M U T U A L G L O D I S C O V E R Y F D	4,446	3.50
O R B I S S I C A V	3,915	3.08
三 菱 商 事 株 式 会 社	3,890	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,804	2.99
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,823	2.22
S A J A P	2,637	2.07

(注) 持株比率は、自己名義株式(186,769株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年2月15日開催の取締役会において、2019年3月28日開催予定の定時株主総会開催時点での株主の意思をより正確に株主総会に反映させるため、会社法第124条第4項に基づき、当該株主総会に係る基準日(2018年12月31日)後に第三者割当により新株式を取得した者に対し、当該株主総会における議決権を付与することを決定いたしました。第三者割当により新株式を取得した株主が2019年3月28日開催予定の定時株主総会において有する議決権の2019年2月15日現在の議決権総数1,537,370個に占める割合は、以下のとおりとなります。

株主名	議決権の数	議決権総数に占める割合
三 菱 商 事 株 式 会 社	269,320個	17.51%

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2018年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水 隆 史	
取締役常務執行役員	多田 羅 哲 夫	生産基盤技術統括部門管掌
取締役常務執行役員	高 木 康 史	販売統括部門管掌
取締役常務執行役員	櫻 本 保	危機管理統括、コンプライアンス統括、 チーフコンプライアンスオフィサー、コーポレート統括部門管掌、 免震ゴム対策統括副本部長
取締役	森 田 研	
取締役	武 田 厚	
常勤監査役	平 野 章 夫	
常勤監査役	中 原 全 生	
常勤監査役	山 本 幸 男	
監査役	佐 伯 照 道	北浜法律事務所 パートナー、岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役、ワタベウェディング株式会社 社外監査役、 フジテック株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち、森田研、武田厚の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち、中原全生、山本幸男、佐伯照道の各氏は社外監査役であります。
3. 取締役森田研、武田厚の各氏、及び監査役中原全生、山本幸男、佐伯照道の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。
4. 監査役中原全生氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2019年1月1日付で、次のとおり異動がありました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 取締役 取締役	多田 羅 哲 夫	社長付
取締役 取締役 取締役	高 木 康 史	社長付
取締役 取締役 取締役	櫻 本 保	社長付

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数(名)	報酬等の総額(百万円)
取 締 役	6	220
監 査 役	4	60

- (注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額300百万円以内(2006年6月29日定時株主総会決議)及び監査役の報酬限度額は、年額80百万円以内(2006年6月29日定時株主総会決議)であります。
2. 上記報酬額には、当期において計上した役員賞与引当金81百万円が含まれております。
3. 上記員数及び報酬等の総額には、社外役員(社外取締役及び社外監査役)5名に対する報酬59百万円が含まれております。

3. 取締役兼務者以外の執行役員の氏名等（2019年1月1日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	水谷友重	Toyo Tire U.S.A. Corp. 会長、Nitto Tire U.S.A. Inc. 会長&CEO、 Toyo Tire North America OE Sales LLC 社長&CEO
常務執行役員	石野政治	免震ゴム対策統括本部長、コーポレート統括部門 事業構造改革室長、 東洋ゴム化工品(株) 社長
常務執行役員	田辺伸二	品質環境安全統括部門管掌、環境安全推進本部長
常務執行役員	金井昌之	技術統括部門管掌
常務執行役員	川田道弘	免震ゴム対策統括副本部長
執行役員	本母利彦	免震ゴム対策統括副本部長
執行役員	瀧脇将雄	コーポレート統括部門 コンプライアンス・リーガル本部長、法務部長
執行役員	小川格	販売統括部門 直需営業本部長
執行役員	植松秀文	免震ゴム対策統括本部 お客様対応本部長
執行役員	鈴木伊織	Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 社長&CEO
執行役員	光畑達雄	販売統括部門管掌、営業企画部長
執行役員	高橋英明	事業統括部門管掌、購買本部長
執行役員	井村洋次	生産統括部門管掌
執行役員	段則之	事業統括部門 SCM本部長
執行役員	宮部浩和	コーポレート統括部門 管理本部長
執行役員	守屋学	技術統括部門 技術開発本部長、商品開発本部長
執行役員	磯部典幸	品質環境安全統括部門 品質保証本部長
執行役員	笹森建彦	危機管理統括、コンプライアンス統括、チーフコンプライアンスオフィサー、 コーポレート統括部門管掌、経営企画本部長、資本業務提携推進室長
執行役員	下村哲生	技術統括部門 中央研究所長、先行工程開発本部長、新工法開発室長
執行役員	栗林健太	Toyo Tire Europe GmbH 社長

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外監査役	佐伯 照道	北浜法律事務所 パートナー、岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役、ワタベウェディング株式会社 社外監査役、フジテック株式会社 社外取締役

(注) 当社と当該他の法人等との間には、重要な関係はありません。

(2) 主な活動状況

地位	氏名	出席状況		発言状況
		取締役会	監査役会	
社外取締役	森 田 研	20回中20回	—	主に経営者としての幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社外取締役	武 田 厚	20回中20回	—	主に経営者としての幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社外監査役	中 原 全 生	20回中20回	15回中15回	主に金融機関における長年の経験に基づく幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社外監査役	山 本 幸 男	20回中20回	15回中15回	主に企業活動に関する幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社外監査役	佐 伯 照 道	20回中18回	15回中15回	主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 当期に係る報酬等の額	90百万円
(2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	126百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社トーヨータイヤジャパン以外のものは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 非監査業務

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、会計・税務等に関するアドバイザリー業務の対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等において、その必要があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

5 会社の体制及び方針

1. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月16日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議し、適宜これを改定しております。2018年12月26日開催の取締役会において、2019年1月1日付の内部統制システムに関する基本方針の見直しを決議いたしました。当社が定める内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

(1) 当社及び当社グループ会社各社（以下「当社グループ」という。）の取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 「TOYO TIREグループ企業行動憲章」及び「TOYO TIREグループ行動基準」を当社グループの取締役、執行役員、監査役及び従業員（契約社員、パート、アルバイトを含む）が法令・定款及び企業倫理を遵守（以下「コンプライアンス」という。）するための行動規範とする。
- ② チーフコンプライアンスオフィサー（以下「CCO」という。）がコンプライアンス全般に係る事項を管掌し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し実施する。また、CCOはコンプライアンス違反又はその疑い・恐れがある場合には、必要な調査を行う権限を有し、その業務に対し、中止又は改善命令を出すことができる。
- ③ CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、各組織にコンプライアンスオフィサーを任命する等により、コンプライアンス推進体制を構築する。
- ④ 「TOYO TIREグループ企業行動憲章」及び「TOYO TIREグループ行動基準」の徹底を図るため、CCOが中心となり、当社グループの取締役、執行役員、監査役及び従業員にコンプライアンス研修・教育を行う。
- ⑤ 従業員が直接通報・相談できる仕組みとして設置・運営している「ホットライン相談窓口」については、通報できるルートを複数確保するなどの見直しを行い必要な情報が上がり易い体制を整える。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを方針とし、万一、不当な要求を受けた場合には、組織的に毅然とした態度で排除する。
- ⑦ 金融商品取引法及びその他関係法令に基づく財務報告の適正性を確保するための体制の整備・充実を図る。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会、各種専門委員会等重要な会議の議事録その他取締役の執行に係る情報は、法令並びに社内規定・規則に基づき、適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が、それらを閲覧できる体制を確保する。

(3)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの「危機管理規程」に基づいて、コーポレート統括部門管掌が、危機管理統括として、危機管理体制を統括する。また、当社グループに重大な影響を及ぼすことが想定される重要危機事象ごとに危機管理責任者を定め、平時及び有事の対応策の策定、並びにその実施について管理、統括する。
- ② 各重要危機事象については、その対応手順を定めた「個別対応マニュアル」を作成し、平時におけるリスクの評価・分析及び発生防止活動、並びに有事における復旧活動などの実施事項について定め、リスクの回避、軽減を図る。
- ③ 当社は、緊急事態が発生した場合、個別マニュアルに盛り込むべき具体的な対応手順を定めた「危機管理マニュアル」及び「個別対応マニュアル」に従い危機管理責任者が緊急対応会議を招集し、各重要危機事象が当社グループに与える影響の大きさにより、既存組織による対応、各種専門委員会による対応、臨時の組織による対応の中から最適な対応方法を決定し、解決を図る体制を構築する。
- ④ 経営資源の効率的な配分を促進すること、また、事業の全社収益への貢献度やリスクの所在を見極め、適切なマネジメントの推進に寄与することを目的として、事業評価ガイドラインを策定し、運用する。

(4)当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令で定められた事項、経営の執行方針等重要な業務執行の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ② 業務執行の効率性を高めるために執行役員制を設けている。社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示・伝達し、執行役員は業務執行状況を取締役会、常務会、社長、監査役各々の求めに応じ、報告する。
- ③ 常務会及び各種専門委員会では、取締役会付議事項となる重要案件を事前協議し、取締役会の意思決定を支援するとともに取締役会から権限委譲された案件を審議・決定する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、「TOYO TIREグループ企業行動憲章」「TOYO TIREグループ行動基準」「TOYO TIREグループ地球環境憲章」「TOYO TIREグループ製品安全憲章」を制定し、グループ全体の基本原則とする。
- ② 当社グループは、子会社を含む重要な決議・審議事項については、「取締役会規則」で上程基準を明確にするだけでなく、契約、投資、資金調達、人的配置についても社内稟議制度及び各種委員会・会議体において審議することで、業務の適正を確保する。
- ③ 当社グループ会社の管理については、「関係会社管理規定」に基づき、管理部署、管理責任者を明確にし、業務の適正を確保する。
- ④ 内部監査部門は、各部門及び当社グループ会社の業務執行状況、コンプライアンス体制等について監査を実施し、監視と業務改善の助言を行うとともに、その結果を社長、監査役及びCCOに報告する。

(6) 当社の監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役会がその職務を補助する従業員を求めた場合は、監査役の職務が実効的に行われるように従業員を配置する。また、その従業員の人事、処遇及び賞罰については、監査役会の事前の同意を必要とする。

(7) 当社グループの取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び執行役員並びに従業員（以下「役員・従業員」という。）は、当社グループに重大な影響を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、役員・従業員は、監査役の要請に応じて、必要な報告をし、情報を提供する。
- ② 当社グループの役員・従業員が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 当社の取締役会は、監査役が重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握できる体制をとる。
- ② 役員・従業員は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、業務及び財産の状況の調査、主要な部門長へのヒアリング、代表取締役との定期的な意見交換会など、監査役の活動が円滑に実施できるよう、監査環境の整備に協力する。
- ③ 内部監査部門は、監査役と独立性を保ちつつ、相互の連携を図ることで監査の実効性・効率性を高める。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる合理的な費用又は債務については、監査役からの請求に基づいて、速やかに処理する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

2018年2月に実施した組織改正に対応して新コンプライアンスオフィサー体制をスタートさせるとともに、コンプライアンスオフィサーにて共有すべき情報や対応すべきテーマについて議論を深められるよう、コンプライアンス委員会の運営方法を見直しました。

コンプライアンス啓発活動については、コンプライアンスオフィサー及びコンプライアンスリーダーによるコンプライアンスメッセージ集の配布、経営幹部やコンプライアンスオフィサーによる各拠点訪問を実施し、従業員との直接的なコミュニケーションにより、コンプライアンス啓発の充実に繋がりました。また、製造現場、営業現場向けに身近で具体的な事例を解説した「行動基準ハンドブック副読本」を新たに作成配布し意識向上に繋がりました。

これまでどおり、全従業員による行動基準ハンドブックの読み合わせとコンプライアンス遵守に関する誓約書の入手、チーフコンプライアンスオフィサーのメッセージやコンプライアンス通信の定期的な配信などの啓発活動も継続して行っております。

コンプライアンス教育については、国内外でのeラーニングと、スタッフ系ではコンプライアンスリーダーによる職場単位でのディスカッション形式での研修、現場系ではコンプライアンスリーダーや職制を通じた小集団活動を継続して行いました。

これら活動や、コンプライアンスオフィサー制度に基づいたコンプライアンス事案の報告体制、社内外の「ホットライン相談窓口」の周知徹底により、法令違反・不正行為の未然防止・早期発見に努めてまいります。

② 取締役の職務執行

当社は、取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当期については、臨時も含め20回開催しております。また、社外取締役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、当期におきまして、危機管理体制の早期定着をめざし、従来四半期に1度の開催としていた危機管理委員会を毎月開催とすることで、各個別危機事象の改善状況の定期的な進捗管理、現行の「危機管理マニュアル」「個別対応マニュアル」に基づいたシミュレーション実施による問題点の抽出や改善、実際に発生した災害等への対応状況のレビュー等を行ってまいりました。加えて、外部コンサルタントを起用した、地震発生時を想定したシミュレーションにより、現行危機管理マニュアル・自然災害対応マニュアルのさらなる改善点を抽出し、必要な改定を実施しております。今後も危機管理委員会の定期開催及び想定される危機事象に対応するための「危機管理マニュアル」「個別対応マニュアル」の整備と拡充に努め、重大なリスクが発生した場合、当該マニュアルに従い最適な対応方法を決定し、解決を図る体制を引き続き構築してまいります。

さらに、適切な事業マネジメントを推進していくことを目的として、経営資源の適正配分を促進するとともに、全社収益への貢献度やリスクの所在を見極めるため、全社共通の事業評価ガイドラインを策定し運用しております。

④ グループ会社経営管理体制

当社グループ会社の経営管理については、グループ会社に関する業務の効率化と管理の適正化を図ることを目的に制定した「関係会社管理規定」に基づき実施しております。グループ会社毎に、適正、効率的な経営ができるよう管理指導する主管部署を定め、当該本部長が管理者となり、「関係会社管理規定」に則った適切な運用を行っております。

監査部はグループ会社の内部統制システムの整備状況をチェックし、問題の早期発見や損失の防止に努めるとともに、改善の方向性を提言・指導しております。

⑤ 監査役

監査役は、監査役会を原則月1回開催し、情報共有を行っており、当期については臨時も含め15回開催しております。また、監査役会において定めた監査計画に基づき内部監査を行い、監査実施部門へのフィードバックを行っております。

加えて、取締役会や常務会などの重要会議に出席し、適宜問題提起を行い、業務執行が適切に行われているかの確認及び監査の実効性の向上を図っております。また、定期的にグループ会社の取締役会にも出席し、当社グループの内部統制システムの整備状況を確認しております。

監査役は、監査部と連携するだけでなく代表取締役・取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行い、経営の健全化に努めております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株式の大量取得を目的とする買付者(以下「買付者」という。)としては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者が望ましいと考えております。また、買付者の提案を許容するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付や提案の中には、企業価値及び株主共同の利益に資さないものが存在する可能性もあり、そのような買付や提案は不適切なものであると考えております。

現在のところ、買付者が出現した場合の具体的な取り組みをあらかじめ定めるものではありませんが、このような場合には直ちに当社として最も適切と考えられる措置をとり得る体制を整えております。

具体的には、社外の専門家を含めて株式の買付や提案の検討・評価や買付者との交渉を行い、当該買付や提案及び買付者が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かを慎重に判断し、これに資さない場合には最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	209,174	流動負債	174,497
現金及び預金	31,385	支払手形及び買掛金	59,576
受取手形及び売掛金	81,593	コマーシャル・ペーパー	14,000
商品及び製品	58,053	短期借入金	35,137
仕掛品	2,940	未払金	22,499
原材料及び貯蔵品	13,993	未払法人税等	1,257
繰延税金資産	6,394	役員賞与引当金	81
その他	15,220	返品調整引当金	218
貸倒引当金	△ 408	製品補償引当金	15,946
固定資産	260,207	その他	25,779
有形固定資産	190,303	固定負債	137,632
建物及び構築物	54,185	長期借入金	87,459
機械装置及び運搬具	89,726	役員退職慰労引当金	11
工具、器具及び備品	8,999	環境対策引当金	274
土地	19,783	製品補償引当金	29,592
リース資産	728	退職給付に係る負債	7,768
建設仮勘定	16,879	繰延税金負債	10,788
無形固定資産	6,368	その他	1,738
ソフトウェア	2,911	負債合計	312,130
のれん	1,317	純 資 産 の 部	
その他	2,139	株主資本	126,720
投資その他の資産	63,535	資本金	30,484
投資有価証券	47,268	資本剰余金	28,507
長期貸付金	220	利益剰余金	67,880
退職給付に係る資産	935	自己株式	△ 152
繰延税金資産	6,638	その他の包括利益累計額	26,018
その他	8,577	その他有価証券評価差額金	21,278
貸倒引当金	△ 105	繰延ヘッジ損益	9
資産合計	469,381	為替換算調整勘定	3,848
		退職給付に係る調整累計額	883
		非支配株主持分	4,511
		純資産合計	157,251
		負債及び純資産合計	469,381

連結損益計算書（2018年1月1日から2018年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売上高		393,220
売上原価		259,050
売上総利益		134,169
販売費及び一般管理費		91,779
営業利益		42,390
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,032	
持分法投資利益	194	
雑益	1,558	3,785
営業外費用		
支払利息	2,600	
為替差損	2,079	
雑損	3,115	7,796
経常利益		38,379
特別利益		
投資有価証券売却益	378	378
特別損失		
固定資産除却損	578	
減損損失	3,583	
製品補償対策費	7,289	
製品補償引当金繰入額	10,239	21,691
税金等調整前当期純利益		17,067
法人税、住民税及び事業税	3,809	
法人税等調整額	2,084	5,894
当期純利益		11,173
非支配株主に帰属する当期純利益		619
親会社株主に帰属する当期純利益		10,553

連結株主資本等変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,484	28,507	63,041	△149	121,883
当期変動額					
剰余金の配当			△5,714		△5,714
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,553		10,553
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	0	4,839	△2	4,837
当期末残高	30,484	28,507	67,880	△152	126,720

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	27,555	△10	7,974	1,676	37,195	4,735	163,815
当期変動額							
剰余金の配当							△5,714
親会社株主に帰属する 当期純利益							10,553
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△6,277	20	△4,126	△793	△11,176	△223	△11,400
当期変動額合計	△6,277	20	△4,126	△793	△11,176	△223	△6,563
当期末残高	21,278	9	3,848	883	26,018	4,511	157,251

貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	95,241	流動負債	98,214
現金及び預金	11,111	買掛金	30,390
受取手形	1,189	コマーシャル・ペーパー	14,000
売掛金	46,707	短期借入金	20,575
商品及び製品	11,813	リース債務	130
仕掛品	1,291	未払金	11,594
原材料及び貯蔵品	5,081	未払費用	3,499
前払費用	631	未払法人税等	246
繰延税金資産	5,806	前受金	36
その他	11,607	預り金	1,697
固定資産	195,582	役員賞与引当金	81
有形固定資産	57,393	製品補償引当金	15,946
建物	18,181	その他	14
構築物	956	固定負債	97,825
機械及び装置	17,159	長期借入金	61,074
車輛運搬具	215	リース債務	428
工具、器具及び備品	5,125	退職給付引当金	6,273
土地	13,383	環境対策引当金	269
リース資産	559	製品補償引当金	29,592
建設仮勘定	1,812	その他	188
無形固定資産	2,460	負債合計	196,040
ソフトウェア	2,396	純 資 産 の 部	
その他	63	株主資本	74,197
投資その他の資産	135,728	資本金	30,484
投資有価証券	45,511	資本剰余金	28,507
関係会社株式	65,544	資本準備金	7,621
関係会社出資金	7,285	その他資本剰余金	20,886
長期貸付金	10,089	利益剰余金	15,357
繰延税金資産	6,664	その他利益剰余金	15,357
その他	4,248	固定資産圧縮積立金	1,531
貸倒引当金	△3,615	繰越利益剰余金	13,825
		自己株式	△152
		評価・換算差額等	20,586
		その他有価証券評価差額金	20,577
		繰延ヘッジ損益	9
資産合計	290,823	純資産合計	94,783
		負債及び純資産合計	290,823

損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		225,696
売上原価		155,509
売上総利益		70,187
販売費及び一般管理費		43,322
営業利益		26,864
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,264	
雑益	920	5,184
営業外費用		
支払利息	747	
雑損	4,018	4,765
経常利益		27,283
特別利益		
投資有価証券売却益	378	378
特別損失		
固定資産除却損	481	
減損損失	2,535	
製品補償対策費	7,279	
製品補償引当金繰入額	10,239	
関係会社貸倒引当金繰入額	3,007	23,543
税引前当期純利益		4,118
法人税、住民税及び事業税	442	
法人税等調整額	1,719	2,162
当期純利益		1,956

株主資本等変動計算書（2018年1月1日から2018年12月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	30,484	7,621	20,886	28,507	1,641	17,473	19,115
当期変動額							
剰余金の配当						△5,714	△5,714
当期純利益						1,956	1,956
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
固定資産圧縮積立金の取崩					△109	109	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	0	0	△109	△3,648	△3,757
当期末残高	30,484	7,621	20,886	28,507	1,531	13,825	15,357

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計	
当期首残高	△149	77,957	26,792	△10	26,781	104,738
当期変動額						
剰余金の配当	—	△5,714				△5,714
当期純利益	—	1,956				1,956
自己株式の取得	△2	△2				△2
自己株式の処分	0	0				0
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△6,214	20	△6,194	△6,194
当期変動額合計	△2	△3,760	△6,214	20	△6,194	△9,954
当期末残高	△152	74,197	20,577	9	20,586	94,783

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月15日

ＴＯＹＯ ＴＩＲＥ 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中基博 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉形圭右 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＴＯＹＯ ＴＩＲＥ 株式会社（旧社名 東洋ゴム工業株式会社）の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＴＯＹＯ ＴＩＲＥ 株式会社（旧社名 東洋ゴム工業株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 連結注記表〔連結貸借対照表に関する注記〕3.偶発債務（1）に記載されているとおり、会社及び会社の連結子会社が製造・販売していた建築用免震積層ゴムが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事実により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しているが、今後の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により、会社の連結業績に影響が生じる可能性がある。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年11月1日開催の取締役会において決議した、三菱商事株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行に関して、2019年2月12日に払込手続が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月15日

T O Y O T I R E 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中基博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉形圭右 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T O Y O T I R E 株式会社（旧社名 東洋ゴム工業株式会社）の2018年1月1日から2018年12月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 個別注記表〔貸借対照表に関する注記〕3.偶発債務（3）に記載されているとおり、会社及び会社の連結子会社が製造・販売していた建築用免震積層ゴムが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事象により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しているが、今後の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により、会社の業績に影響が生じる可能性がある。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年11月1日開催の取締役会において決議した、三菱商事株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行に関して、2019年2月12日に払込手続が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ）について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。監査役会としては、今後も内部統制システムの強化が不断に図られるよう取締役会の対応を注視してまいります。
- ④ 当社は2015年3月に免震積層ゴムが大臣認定に適合していない問題を開示しました。監査役会は、免震ゴム問題の再発防止策が確実に遂行され、成果が表れていることを確認しており、今後も再発防止策に関する取締役会の対応とその進捗を注視してまいります。
- ⑤ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2019年2月20日

TOYO TIRE 株式会社 監査役会

常勤監査役	平野 章夫 ㊞
常勤監査役	中原 全生 ㊞
常勤監査役	山本 幸男 ㊞
監査役	佐伯 照道 ㊞

注) 常勤監査役中原全生、常勤監査役山本幸男及び監査役佐伯照道は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

場 所 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
TOYO TIRE 株式会社 当社 本社3階ホール

電 話 072-789-9101 管理本部 総務部

